

全国

ぜんこく
しぎかいじゅんぼう

平成18年
(2006年) 5月25日
毎月3回5の日に発行

第1617号
定価 1部20円

発行 全国市議会議長会
〒102-0093
東京都千代田区平河町2-4-2
TEL 03(3262)5237
発行人 大竹 邦実
<http://www.si-gichokai.gr.jp>

市議会旬報

地方財政自立への7つの提言

新地方分権構想検討委員会が中間報告

全国市議会議長会など地方六団体が設置した新地方分権構想検討委員会(委員長 神野直彦・東京大学大学院教授)は、「分権型社会のビジョン」の中間報告をまとめ5月11日、六団体に提出した。同委員会は、学識経験者ら

16人で構成。平成19年度以降における分権型社会のビジョンの提言や、国の分権改革推進論議を促進すること等を目的として本年1月に設置され、議論を重ねてきた。今回の中間報告では、国と地方の税財政改革について、

006」に、地方の意見を反映させるための対応策を検討していくとしている。また、国松本会会長は、経済財政諮問会議等で審議されている地方交付税の見直しについて「国による関与や義務づけの見直しから行うべき」と主張した上で、「報告の提言に沿った地方交付税制度の見直しの実現を目指すべき」と

述べた。財政再建団体基準の透明化や首長・議会の責任強化については「財政状況を客観的に示す指標(メルクマール)や財政運営の透明性の確保が不可欠」と、議会の監視機能が十分に発揮できる体制整備の必要性を強調した。

交付税抑制に見解表明

地方六団体 本会など地方六団体は5月11日、前日開かれた経済財政諮問会議(議長 小泉純一郎首相)で、民間議員から地方

交付税の総額を抑制する旨の提案があったことを受け、地方交付税制度の本質論を無視したもので容認しがたいとして「経済財政諮問会議における民間議員による提案(地方交付税総額の抑制等)について」左見解を表明した。



神野委員長(右)から報告書を受けとる地方六団体代表。右から2人目は国松会長

国と地方の協議の場を法定化し、新たな「地方行政会議(仮称)」の設置による不交付団体人口の大幅増、地方共有税の設置、地方財政自立のための7つの提言と工程表が取りまとめられた。中間報告の抜粋は2・3面に掲載。報告を受けた六団体代表は、協力して提言の実現に向け、全力を挙げて取り組んでいくことを強調。政府が6月に策定する「骨太方針2

経済財政諮問会議における民間議員による提案(地方交付税総額の抑制等)について

平成18年5月11日
地方六団体

昨日開催された経済財政諮問会議において、民間議員から地方財政・地方交付税の改革について提案がなされたが、そこでは地方交付税の一方的な抑制など極めて問題のある内容が含まれており看過できない。

地方の歳出は、国が法令等によりその実施を義務付けたり、国庫補助負担金に合わせて支出するものなど、その7割は国が関与する経費で占められている。また、今後地方歳出は社会保障費などの当然増も予想されるが、こうした事情を全く考慮せず、何ら根拠を示すことなく、移転支出である地方交付税の総額を今後5年間現在の水準以下に抑制することとされている。これは、地方交付税制度の本質論を無視したものであり容認しがたい。

また、「国・地方間のバランスのとれた財政再建の実現」の名の下に、地方に大幅な歳出削減を押しつけようとしている。これまで地方が懸命に行財政改革に取り組み、国を上回るペースで大幅な歳出削減努力をしてきた経緯を無視した国の赤字の地方へのつけ回しは断じて受け入れられない。

更に、不交付団体の増加を目指すとしているが、そのためには税源移譲が不可欠である。

今後地方は、集中改革プラン等に基づいて歳出削減に努めていく決意であるが、国が関与する経費については、国・地方が一体となって歳出削減努力を行っていくべきである。このため、国と地方の役割分担を明確にし、国の過剰な関与の撤廃、国庫補助負担金の削減や国と地方の二重行政の排除など建設的な議論を進めるべきである。

お知らせ
本紙6月5日付第1618号は、第1619号と併せ、6月15日付第1618・19号として発行します。

分権型社会のビジョン(中間報告) (抜粋)

地方財政自立のための7つの提言

提言1

「地方行財政会議」の設置
「国と地方の協議の場」の法定化

1. 「(仮)地方行財政会議」の設置

(1)趣旨

分権改革の推進を図るため、地方に関わる事項についての政府の政策立案及び執行に関して、政府と地方の代表者等が協議を行い、地方の意見が政府の政策立案及び執行に反映されるよう、新たな組織を法律により設置する。

(2)事務及び権限

以下の事項のうち重要なものについて、政府または地方からの申し出により協議を行い、政府は、会議において協議が整った事項については、その結果を尊重するよう努めるものとする。

- ①国と地方の役割分担のあり方
- ②国による関与・義務づけのあり方
- ③地方が処理する事務の経費に係る国の補助負担のあり方
- ④地方税財政制度のあり方
- ⑤地方への新たな事務または

負担の義務づけとなる法令、施策等

(3)構成等

①内閣官房長官、総務大臣、財務大臣、他関係大臣
国会議員
地方六団体各代表
民間有識者

但し、民間有識者は、政府推薦者と地方推薦者の同数とする。なお、必要に応じて、内閣総理大臣の出席を求めることができる。

②内閣官房長官と全国知事会会長を共同議長とする。

③独自の事務局を設け、政府と地方から参画する。

2. 「(仮)地方行財政会議」が法律により設置されるまでの間、現在の「国と地方の協議の場」を維持し、協議を継続的に行うこととする。

提言2

地方税の充実強化による不交付団体人口の大幅増

1. 偏在性の少ない居住地税である地方消費税と個人住民税の充実強化を図り、地方共有税(地方交付税)に依存せず自分たちの税金で自主的な財政運営が可能な自治体の

住民数を大幅に拡大する。
(1)消費税と地方消費税の割合を4対1から2.5対2.5にする。

(2)所得税から住民税へ税源移譲し、個人住民税所得割をさらに3%上乗せする。

2. 地方税は地域偏在性が比較的少ない税目構成とし、地方共有税(地方交付税)の原資は地域偏在性の比較的大きな税目構成となるようにする。

3. これにより、まずは国税と地方税の税源配分を5対5とする。

提言3

「地方交付税」を「地方共有税」に

法定率を見直し、特別会計に直入、特例加算・特別会計借入を廃止

1. 地方交付税が、国から恩恵的に与えられるものではなく、「自らの財源を他の自治体のために融通しあうことにより、全ての自治体が国に依存せずに、住民に対して一定水準の行政サービスを提供できるようにすべきである」と

の考え方に基づく、「セーフティネットとしての性格を持つものであることを、その制度上、明確にするため、「(仮)地方行財政会議」において検討の上、以下の7項目の改革

を一体的に行うこととする。
(1)名称を以下のとおり変更する。

①国民から国の特別会計に入るまで「地方共有税」

②国の特別会計を出て自治体に入るまで「地方共有税調整金」

(2)国の一般会計を通さずに、「地方共有税及び譲与税特別会計」に直接繰り入れ

(3)現在の財源不足(平成18年度8.7兆円)を解消するため、地方共有税(地方交付税)の法定率の引上げを行うとともに、必要に応じて地方税法に定める税率の変更も行う。

(4)3年から5年に一度、地方共有税(地方交付税)の法定率の変更を行うとともに、必要に応じて地方税法に定める税率の変更も行う。

(5)その他の年度は、財源不足があれば地方債または「地方共有税及び譲与税特別会計」内に新たに設置する基金により調整する。

(6)特例加算や特別会計による借入れは行わない。

(7)減税により地方の財源不足が生じる場合には、地方共有税(地方交付税)の法定率を引上げる。

提言4

国庫補助負担金の総件数を半減(一般財源化)して約200とし、地方の改革案を実現

1. 分権改革を進めるための財政面の取組みとしては、国から地方への税源移譲が中心となる。これに対応する国の財源については、地方から既に提出済みの「国庫補助負担金等に関する改革案」を着実に実施し、国庫補助負担金を廃止(一般財源化)することや事務事業を廃止することなどにより、国の責任によって措置すべきである。

2. 国庫補助負担金の削減は、財政面における地方の自由度を高めるために、補助負担率を引き下げるのではなく、国庫補助負担金そのものを廃止(一般財源化)する。

3. 国庫補助負担金の総件数を半減させることを当面の目標とする。

4. 維持管理に係る国直轄事業負担金については、本来、管理主体が負担すべきであり、自治体に財政負担させることは極めて不合理であることから、早急にこれを廃止する。

提言5

国と地方の関係を総点検による財政再建

1. 国、地方を通じた行財政改革・財政再建を徹底して行う。この場合には、次のような国と地方の関係を総点検する。

(1)国と地方の役割分担の明確化

(2)国による関与・義務づけの廃止・縮小

(3)国と地方の二重行政の解消

(4)権限の移譲に対応した国の出先機関の廃止・縮小(出先機関を自治体に移管する際には、事務の執行について国から全く関与されないこととする。)

(5)地方がこれまで廃止を求めている国庫補助負担金のうち、未だ整理されていないものの廃止

2. 自治体自らの責任と判断のもと、決意をもって、地方行革を一層強力に推進する。特に給与の適正化を厳格に行う。

3. 行財政改革の推進により、国・地方を通じたプライマリーバランスの黒字化に大きく寄与することとなるが、なお、不十分な場合には、更に国庫補助負担金を廃止すべきである。

地方交付税は、自治体が、法令等による歳出や事務事業の義務づけを含め地域社会に必要な不可欠な公共サービスを

提供することができるよう、財源保障を行っているものであり、その性格上、目標を設けて削減することにはなじまない。

提言6

財政再建団体基準の透明化、首長・議会責任の強化、住民負担の導入

1. 住民が自分の自治体の財政状況に常に関心を持ち、自治体の財政運営に対するチェック機能を高めることで、健全な財政状況を保ち、財政再建団体となることを未然に防止するため、

(1) 財政再建団体となる基準等について、普通会計への負担につながる企業会計等や外郭団体(地方公社、第三セクター等)の負債も考慮した、フロ

① 外郭団体の情報公開の推進
② 非公開情報の明確化や迅速でわかりやすい情報提供の推進

③ 定期的な財政状況の公表
(3) 勧告権の付与による権限の強化など監査機能を充実する。

2. 自治体が住民の監視によ

る自主的な財政の健全化を行うことができず、財政再建団体となった場合には、

(1) 首長・議会の責任を問う仕組みを強化する。
(2) 住民負担を求める仕組みを導入する。
(3) 貸し手責任は問わず、債務は完全に履行する。

但し、工業用地造成事業債等、その償還財源を特定の上で事業収入のみとすべき地方債については、貸し手責任を問う仕組みを検討する。

3. 地方債の共同発行機関を設ける。
4. 財政再建制度の見直しは、地方の参画のもとで行う。

提言7

「新地方分権推進法」の制定
今、改めて、国民・国会の力で分権を

1. 第一期改革を踏まえ、平成19年度(2007年度)以降の第二期改革を、国民・国会の力で強力に推進するため、「仮新地方分権推進法」を制定する。

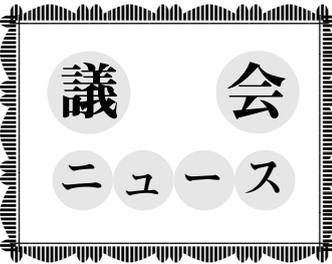
2. 「仮新地方分権推進法」には、地方分権の基本理念、地方分権推進計画の策定等を定める。

3. 「仮新地方分権推進法」は議員立法により制定することも考えられる。

議場に初の手話通訳者

横須賀市議会(神奈川県)

横須賀市議会では、平成18年2月27日の第1回市議会定例会本会議で、議場に初めて手話通訳者が登場しました。これは、聴覚障害を持つ方



から「代表質問で障害者自立支援法に関する質問があれば、その部分の本会議を傍聴したい」という要望で実現したものです。

本市議会では過去に、聴覚障害者から手話通訳者等の派遣を伴う本会議傍聴の希望はありませんでしたが、12年3月の議会活性化推進委員会の最終答申で、傍聴者への配慮として、手話通訳者の同伴、盲導犬の帯同を行



手話通訳のもよう(右)

えるよう配慮する」と受け入れを明記してあります。手話通訳者の派遣等の依頼については、傍聴を希望する聴覚障害者個人の申請により行われることになっています。

今回の実施にあたっては、本市の障害福祉課の手話通訳者等派遣事業を利用しました。当日は、3人の手話通訳者が派遣され、交代で演壇横に立ちました。写真。聴覚障害者約20人を含め多くの傍聴者が集まり、約100席の傍聴席はほぼ満席となりました。

現在、議長の諮問機関である第2次議会制度検討会で、障害者対応の体制整備として、手話通訳者の同伴、補助犬の帯同等マニュアルの作成などの検討が行われています。手話通訳の模様は、本市議会ホームページの「横須賀市議会中継」でご覧いただけます。(文・写真は議会事務局提供)

地方財政に関し総務大臣と会合 一六団体



会合のもよう

本会の国松誠会長ら地方六団体代表は5月17日、総務省内で開かれた地方財政に関する総務大臣・地方六団体合会に出席。5月10日開催の経済財政諮問会議に提出された竹中大臣私案である「分権改革工程表」の説明を受けたのち、意見交換を行った。

この工程表は、竹中

大臣の私的懇談会である「地方分権21世紀ビジョン懇談会」の中間取りまとめを踏まえ作成されたもの。新型交付税制度の創設や再生型破綻法制の整備などについての考え方を示している。

これに対し、六団体を代表して全国知事会の麻生渡会長(福岡県知事)は、ビジョン懇談会の中間取りまとめに一定の理解を示したうえで、六

がまとめた中間報告の7つの提言実現について協力を求めた。また、国松会長は、地方交付税制度の見直し、単なる数値目標を掲げた削減策にならないよう強調するとともに、再生型破綻法制について、財政破綻に至る以前の段階で早期是正を図ることが肝要であると指摘し、議会の監視機能が十分に発揮できるような制度とするよう求めた。

議会



内閣府がまとめた17年版の「少子化社会白書」によると、わが国の平成16年の合計特殊出生率は1・29で、過去最低を更新。予想を上回る少子化が進行しているため、これまでの予測より1年早く本年にも「人口減少社会」へ転じる可能性が指摘されている。政府は、これまでに保育サービス

「総合的な少子化対策の充実」急増

3月定例会の意見書・決議の状況 (下)

前号に続き、全国市議会議長会がまとめた各市議会の3月定例会を中心に議決した意見書・決議の状況(下)をみると、わが国の平成16年の合計特殊出生率が過去最低を更新し、少子化傾向に歯止めがかからないことから、「総合的な少子化対策の充実」を求める意見書が今回急増、最多となっている。

を追加した「新エンゼルプラン」を策定するなど、各種少子化対策を講じてきたが、依然として少子化傾向に歯止めがかからない状況が続いている。

そのため意見書では、子育てへの経済的支援のほか、地域・社会の環境整備、働き方の見直しなど総合的な少子化対策を充実させるため、抜本的な児童手当の拡充、費用等の負担の軽減、子育て世帯向けの住宅支援、子どもを預けやすい保育システムへの転換、仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)を図れる働き方の見直しなどを実施するよう求めている。

意見書・決議の議決状況 (下) (18.2.1~18.4.30)

Table with columns: 件名, 意見書, 決議. Rows include categories like 建設・運輸・郵政・国土保全, 労働・商工, 警察・防災・消防, 外交・防衛・国際関係, 社会・くらし.

議会人事

- 議長: 加東 石井義信 (4・7)
副議長: 加東 白石正巳 (4・10)
事務局長: 洲本 浦元明男 (4・7)

- 備前 寺山悦夫 (4・1)
筑後 富久義樹 (4・1)
那覇 宮本信弘 (4・1)
加東 竹下温雄 (4・7)
安中 堀越久男 (4・10)

電話番号等変更
筑後市(福岡県)
TEL 0942(53)4013
(議会事務局直通)
小松千秋氏(松浦市議会議長)
5月11日逝去、57歳。葬儀は13日、松浦市内で執り行われた。喪主は妻、清子さん。